

非常災害時等における瀬戸市デジタルリサーチパークセンターの運営（臨時休館等）について

運営（対応）基準

災害の種類	警報などの発令状況等	センターの運営（対応）
地震	市域で震度5強以上の地震が発生したとき	休館します。
	南海トラフ地震臨時情報の発表後に指定避難所が開設されたとき	
	南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき	情報内容により休館することがあります。
台風・大雨・その他の災害	瀬戸市に「大雨特別警報（浸水害）」・「大雨特別警報（土砂災害）」・「暴風特別警報」・「暴風雪特別警報」・「暴風警報」・「暴風雪警報」のいずれかが発表されているとき	休館します。 ※休館するかどうかは、施設の使用区分（午前・午後・夜間）の開始2時間前を目途に判断します。
	市の全域にわたって風水害が発生する恐れがあるとき または センターもしくはその周辺地域における風水害による被害が特に甚大であると予想される時	※使用区分の途中で警報の発表など左記の状況が発生した場合は、原則として使用区分が終了次第休館とします。ただし、状況によっては直ちに使用中止・休館とする場合があります。
	その他災害によりセンター及び周辺に相当の被害が発生する恐れがあると予想される時	※暴風警報等が発表されることが事前に予見される場合は、前日までに休館を決定することもあります。
	主催事業（講座等）当日に「大雨特別警報（浸水害）」・「大雨特別警報（土砂災害）」・「暴風特別警報」・「暴風雪特別警報」・「暴風警報」・「暴風雪警報」のいずれかが瀬戸市に発表されているとき	以下のとおり主催事業を中止または延期します。 ①午前6時の時点で発表されている時 →午前の事業を中止または延期 ②午前11時の時点で発表されている時 →午後の事業を中止または延期 ※上記①②の時点以降、事業終了までの間に発表された場合も同様に中止または延期とします。 ※暴風警報等が発令されることが事前に予見される場合は、前日までに中止・延期を決定することもあります。
	主催事業（講座等）当日に「大雨警報（浸水害）」・「大雨警報（土砂災害）」・「洪水警報」のいずれかが瀬戸市に発表されているとき	状況により事業を中止または延期することがあります。
	その他災害等のために事業を実施することが適当でないと思われる時	

※使用区分の開始前に休館を決定した場合や事業開始前に中止を決定した場合、既に納めていただいている使用料や受講料等がある場合は、中止した部分についてお返しします。

※使用区分の開始後に休館となった場合や事業開始後に中止となった場合、また、事業を延期して実施する場合については、既に納めていただいている使用料や受講料等はお返ししません。